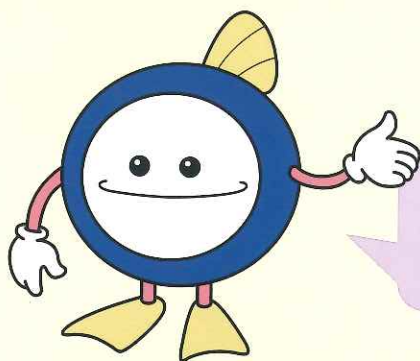


◆ くらしと自然を守ります ◆

佐倉市の下水道



みなさんのご協力を ...

- 公共下水道は、私たちが住むまちを衛生的で清潔なまちにし、私たちの健康を守るために欠かせない施設です。
- 公共下水道が整備されても、みなさんが利用されなければ、公共下水道の目的を実現することができません。
- 公共下水道が整備された地域にお住いのみなさんのご協力をお願いします。

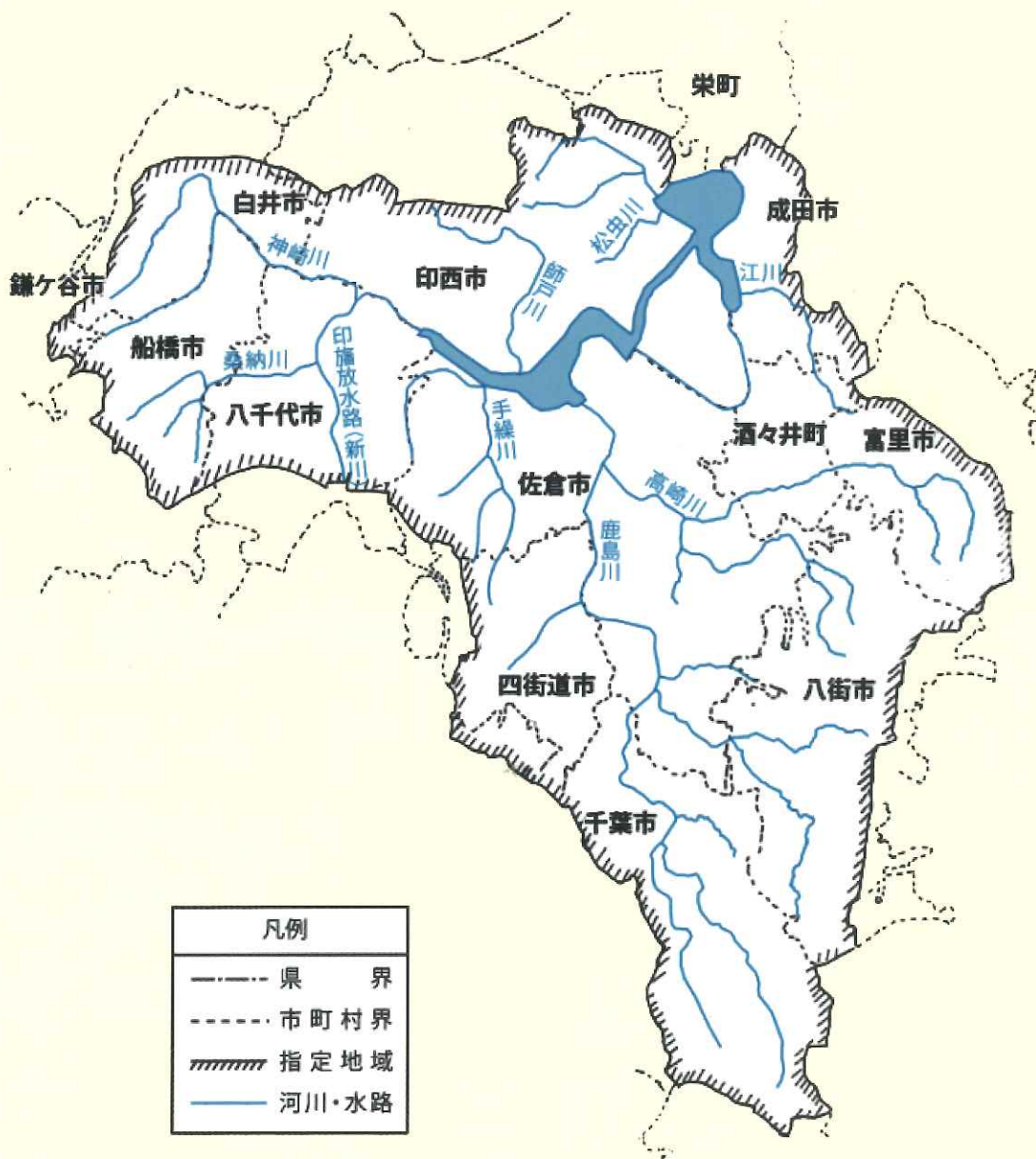
佐倉市上下水道部

◆ 佐倉市の下水道 ◆

佐倉市は印旛沼の流域面積の約19%を占め、印旛沼に大きくかかわっています。

佐倉市では、印旛沼の水質汚濁の防止と市民の生活環境の改善を図るために、昭和41年度に公共下水道の整備に着手しました。平成3年度には住居系市街化区域の整備がほぼ完了し、平成4年度より市街化調整区域の整備に着手しています。

佐倉市の下水道は、雨水と汚水を別々に処理する分流式として整備され、汚水は道路に埋設された下水道管やポンプ場を経て、千葉市内にある終末処理場で浄化され、東京湾に放流されています。



印旛沼流域図(出典 印旛沼水質保全協議会 印旛沼についてより)

◆ 公共下水道が使用できるようになったら、… ◆

■ 1年以内に排水設備を設置する義務があります！

■ 3年以内に水洗便所に改造する義務があります！

公共下水道が整備されたとしても、家庭などの下水があいかわらず水路などに流れていたのでは、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、そして公共用水域の保全を図ろうとする公共下水道の目的が達成されないため、下水道法により「利用の強制」の規定が設けられています。佐倉市では、その期限を1年と定めています。

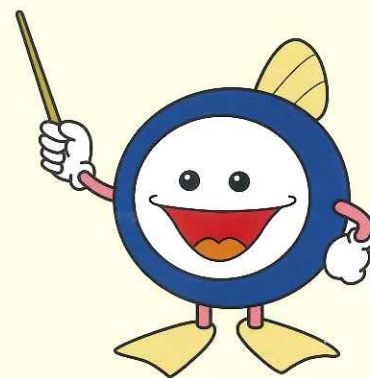
【下水道法 第10条第1項(抜粋)】

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備という。」）を設置しなければならない。

(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
(以下略)

【下水道条例 第2条の2(抜粋)】

下水道法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、公共下水道の供用が開始された日から起算して1年以内に排水設備を設置しなければならない。



公共下水道の処理区域では、下水道管などで終末処理場まで運ばれ汚水が処理されますので、くみ取便所のし尿の収集といった二重投資は避けなければなりません。また、公共下水道の目的のひとつである都市の公衆衛生の向上を図るため、水洗便所への改造義務の規定が設けられています。

【下水道法 第11条の3第1項(抜粋)】

処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

◆ 受益者負担金、受益者分担金について ◆

公共下水道を初めて使用するときには、市街化区域では受益者負担金が、市街化調整区域では受益者分担金が賦課・徴収されます。

これは、公共下水道が整備されたことにより、利益を受ける土地の所有者又は地上権等の権利者（「受益者」といいます。）に、建設費の一部を負担していただく制度です。

この制度により、公共下水道が使用できない地域にお住まいの方々の公平性が保たれています。 ※一度徴収した土地には賦課されません。

■ 受益者負担金の額（市街化区域）

公共下水道の使用を開始する土地の面積 1 m^2 につき 433 円 として算定された額になります。

【例】土地の面積が 165 m^2 の場合

$$433\text{ 円} \times 165\text{ m}^2 = \underline{71,440\text{ 円}} \text{ (10円未満切捨て)}$$

■ 受益者分担金の額（市街化調整区域）

公共下水道の使用を開始する土地の面積 1 m^2 につき 565 円 として算定された額に、接続する建物1棟につき $50,000\text{ 円}$ を加算した額となります。

【例】土地の面積が 165 m^2 、接続する建物1棟の場合

$$565\text{ 円} \times 165\text{ m}^2 = 93,220\text{ 円} \text{ (10円未満切捨て)}$$

$$50,000\text{ 円} \times 1\text{ 棟} = 50,000\text{ 円}$$

$$93,220\text{ 円} + 50,000\text{ 円} = \underline{143,220\text{ 円}}$$

■ 分割納付について

受益者負担金及び受益者分担金は、公共下水道に接続するときに一括で賦課・徴収します。ただし、既存の建築物については、分割で納付することができます。

既存の建築物については、排水設備の設置や水洗便所への改造が義務として規定され、接続時の負担を軽減し公共下水道の利用促進を図る必要性があるため、分割による納付を可能としています。

分割方法については、5年以内の期間で各年度の納期を4期に分割します。ただし、納期1期ごとの額は1万円以上として分割の回数を決定します。

分割を希望される方は、分割納付申出書を提出してください。

【例】納付額が $143,220\text{ 円}$ （市街化調整区域 165 m^2 、建物1棟）の場合

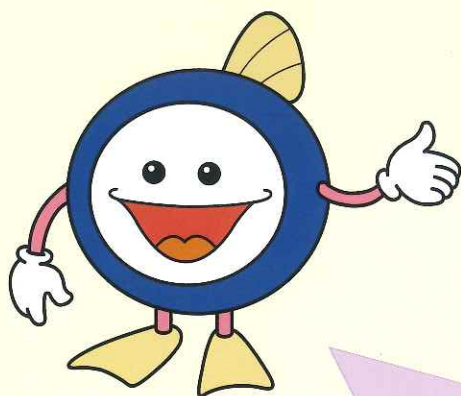
$$10,230\text{ 円} \text{ (1期ごとの納付額)} \times 14\text{ 回} \text{ (納付回数)}$$

$$\text{※ } 40,920\text{ 円} \times 3\text{ 年} \text{ (12回)} + 10,230\text{ 円} \times 2\text{ 回}$$

◆ 奨励金を交付します ◆

佐倉市では、公共下水道の利用促進を図るために、下水道法の規定による排水設備の設置義務、又は水洗便所への改造義務を履行された方で、一定の条件を満たしている場合に、奨励金^{※1}を交付する制度が設けられています。

※1 令和元年10月1日より 29,000円



公共下水道の整備予定のお知らせがありましたら、必要な資金を計画的に積立していただき、早期に接続していただきますようお願いいたします。

◆ 公共下水道接続奨励金の交付条件 ◆

① 浄化槽使用者

公共下水道の供用開始の日から1年以内に浄化槽を廃止して、公共下水道に流入させるための排水設備を設置された方

② くみ取便所使用者

公共下水道の供用開始の日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造して、公共下水道に流入させるための排水設備を設置された方

③ ①又は②に該当する方が、市税、受益者負担金（又は分担金）、下水道使用料を滞納していないこと

◆ 排水設備等の工事は、

指定工事店に依頼してください ◆

公共下水道に接続するための宅地内の排水設備工事や水洗便所への改造工事は、つまりや悪臭が発生しないようにするため、法令等に定められた基準により正しく工事を行う技能を有する工事業者を佐倉市が指定しています。

工事は、必ず指定工事店に依頼してください。

【下水道条例 第5条の2(抜粋)】

排水設備等の新設等の工事は、佐倉市上下水道事業管理者の指定を受けた者（「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

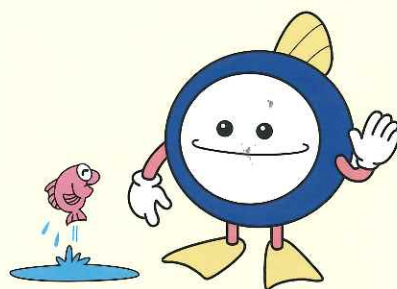
水と緑のまち、きれいな印旛沼に！



西部調整池(独立行政法人水資源機構撮影)

◆ 公共下水道は、みんなの財産です。正しく使いましょう！ ◆

- 調理くずは流さないでください。
- 油は流さないでください。
- トイレには、水に溶けないものは流さないでください。
- 洗濯洗剤は、控えめに使用してください。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

編集・発行：佐倉市上下水道部（令和元年8月発行）
〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
TEL 043(485)1191(代表)
メールアドレス suidou@city.sakura.lg.jp